

## 南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱

制 定 令和2年4月1日 南総第2056号（区長決裁）

最近改正 令和5年4月1日 南総第2161号（区長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図るため、地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止する感震ブレーカー等の設置を促進し、特に延焼危険性の高い地域に対し行う、購入経費の補助に関し必要な事項を定める。

### （総則）

第2条 感震ブレーカー等の設置に対する補助については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （用語の定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、感震ブレーカー等とは「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有する製品をいう。

### （補助対象経費）

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費は、感震ブレーカー等の購入及び設置に要する費用とする。

### （補助対象団体）

第5条 この要綱により補助を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市長が定める「横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金要綱」（平成25年6月5日総危管第225号（局長決裁）。以下「横浜市感震ブレーカー等補助金要綱」という。）に基づき、補助金の交付決定を受け、その加入者の住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする南区内の自治会町内会、マンション管理組合等とする。

### （補助の制限）

第6条 この要綱により補助を受けることができる回数、及び購入数は、前条に定める1団体につき、各年度において1回限りとし、申請団体の区域内の1世帯につき1個とする。

2 前項における世帯数は、補助対象団体の区域における当該年度の4月1日時点の広報よこはま配布部数（以下、「配布部数」という。）とする。ただし、4月1日現在の加入世帯数が配布部数を上回る場合は、加入世帯数とする。

（補助金の額及び支払方法）

第7条 この要綱による補助金の額は、予算の範囲内で、第4条に定める補助対象経費の5分の2までとし、1,000円未満の端数は切り捨てとする。ただし、1個あたりの補助金の額は1,600円を上限とする。

2 補助対象団体に対する補助金の交付は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第2号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第132条第1項第2号に基づき、前金払いとすることができる。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象団体は、区長が指定する期日までに、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、感震ブレーカー等の購入に要する金額が確認できる書類（見積書等の写し）を添付し区長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 区長は、補助対象団体から前条の規定による補助金交付申請があった場合は、その内容について審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助対象団体に通知するものとする。

2 区長は、前条の申請が不相当と認めるときは、その理由を付して南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象団体に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（第4号様式）により、補助対象団体に通知するものとする。

（取下げ・取止め）

第11条 補助対象団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、南区感震ブレーカー等設置

推進事業補助金(取下げ・取止め)届出書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請を取り下げる場合
- (2) 補助金の交付決定後、補助事業を取り止める場合

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助対象団体は、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の交付決定を受けた後、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付請求書(第6号様式)により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(実績報告及び審査)

第13条 補助対象団体は、感震ブレーカー等の購入が完了したときは、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金実績報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 領収書など、購入に要した経費が確認できる書類の写し
- (2) その他、区長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金実績報告書(第7号様式)の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金額確定通知書(第8号様式)により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、補助金の額の確定後、交付した補助金に余剰金があると認められる場合には、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金返還請求書(第9号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分制限期間)

第16条 補助金規則第25条で規定する区長が定める期間は、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金実績報告書の提出日から1年とする。

(関係書類保存期間)

第17条 補助金規則第26条に規定する、区長が定める関係書類を保存する期間は、5年とする。

(免責)

第18条 この事業は、地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても南区は、その責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、南区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条）

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)  
南区長

団体名

(申請者) 住所

代表者

南区感震ブレーカー等の設置推進事業に係る補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱を遵守します。

購入予定 製品	メーカー名	
	製品名・ 個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	(1) 購入に要する金額が確認できる書類（見積書等の写し） (2) 横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金決定通知書 (写)	

第2号様式（第9条第1項）

第 年 月 日 号

様

南区長 印

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請されました南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書について審査した結果、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定いたしました。

1 交付金額

円

2 交付時期

適法な請求書を受理した日から30日以内

3 交付条件

- (1) この補助金は、南区感震ブレーカー等設置推進事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、実績報告書を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この補助金の用途について、必要があると認められるときは、区が調査を行うことがあります。

担当部署：

担当：

TEL： -

第3号様式（第9条第2項）

第 年 月 日  
号

様

南区長 印

**南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金不交付決定通知書**

年 月 日付で申請された南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金  
交付申請書について審査した結果、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要  
綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付しないことを決定いたしました。

不交付の理由

担当部署：

担当：

TEL：

-

第4号様式（第10条）

第 年 月 日 号

様

南区長 印

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日第 号補助金交付決定通知書について、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定の（全部・一部）を取り消したので通知いたします。

取消しの種類	全部・一部
--------	-------

交付決定金額	取消前	
	取消後	
取消の理由		

担当部署：

担当：

TEL：

-



第5号様式（第11条）

年 月 日

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金（取下げ・取止め）届出書

（届出先）  
南区長

（届出者） 住所

氏名

電話

南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱に基づき申請しました南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請を（取り下げ・取り止め）ますので、同要綱第11条（第1号・第2号）の規定により、次のとおり提出します。

補助金交付決定通知日	未 交 付 ・ 年 月 日
理由	

第6号様式（第12条）

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金交付請求書

年 月 日

（請求先）  
南区長

団体名

（請求者） 住所

代表者

南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、  
次のとおり補助金の交付を請求します。

交付決定通知書番号	年 月 日 第 号	
交付請求金額（交付決定通知書の交付金額）	円	
振込先金融機関※	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 出張所 支所
	口座番号	普通 ・ 当座
	（フリガナ）	
	口座名義人	

- ※1 請求者（団体）の取引金融機関の口座としてください。
- 2 確実な振込を行うため、提出時に「振込口座のわかる通帳等の写し」を添付してください。
- 3 口座番号・名義人欄をご記入の際は、通帳記載情報と相違ないようにご注意ください。
- 4 記載事項の訂正は二重線を引き、印鑑で訂正をお願いします。
- 5 請求金額の訂正はできませんので、記載を誤った場合は新たな用紙に記入して下さい。

第7号様式（第13条）

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金実績報告書

年 月 日

（報告先）  
南区長

団体名

（報告者） 住所

代表者

南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

購入製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入に要した金額		円
添付資料	購入に要した金額を証明するもの（領収書又はその写し等）	

第8号様式（第14条）

第 年 月 日  
年 月 日

様

南区長 印

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金額確定通知書

年 月 日付で報告されました、南区感震ブレーカー等設置推進事業実績報告書について審査した結果、次のとおり補助金額を確定しましたので、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき通知します。

補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

担当部署：

担当：

TEL： -

第9号様式（第15条）

第 年 月 日  
号

様

南区長 印

南区感震ブレーカー等設置推進事業  
補助金返還請求書

貴団体に交付した 年度南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金について、南区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第15条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

円

2 返還方法

別添納入通知書により金融機関へ納付してください。

3 返還期限

年 月 日 ( )

担当部署：

担当：

TEL： -